

社会福祉法人ヴァンヴェール会 役員等の報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ヴァンヴェール会（以下「法人」という。）定款第9条及び第24条に基づき、役員（理事及び監事・評議員・選任、解任委員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(費用弁償)

第2条 非常勤役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け会議または法人業務を行う場合、別表1により費用を弁償する。ただし、当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者は、支給しない。

- 2 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合には、旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、前項の費用弁償は行わない。

(理事長の報酬)

第3条 理事長が、理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び法人が実施する児童福祉サービスの事業（以下「事業」という。）の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(公 表)

第4条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第5条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補 則)

第6条 この規定に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

(附則) この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(附則) この規程は、平成28年5月13日から改定する。

(附則) この規程は、平成29年4月1日から改定する。